

静岡市報

No. 6

静岡市追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

規 則	
静岡市住民基本台帳カードの交付等に関する規則の制定	203
静岡市公印規則の一部改正	217
告 示	
地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託 を定めた告示の一部改正	223
教育委員会規則	
静岡市立幼稚園園則の一部改正	223
選挙管理委員会告示	
選挙人名簿からの抹消	224
選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数	224
在外選挙人名簿からの抹消	225

規 則

静岡市規則第284号

静岡市住民基本台帳カードの交付等に関する規則をここに制定する。

平成15年8月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市住民基本台帳カードの交付等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の交付等に関し、法、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「政令」という。)及び住民基本台帳法施行規則(平成11年自治省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、

必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書)

第2条 法第30条の44第2項に規定する交付申請書は、住民基本台帳カード交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(交付申請書に添付する写真)

第3条 省令第36条に規定する写真は、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとする。

(交付の申請の方法)

第4条 法第30条の44第1項の規定による住基カードの交付の申請は、住基カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)又は次に掲げる者が、直接又は郵送により住民基本台帳カード交付申請書を提出する方法により行うものとする。

(1) 交付申請者の法定代理人

(2) 交付申請者の委任を受けた者

2 前項第1号に掲げる者は、交付申請者との関係を証するに足ると市長が認める書類を提示(郵送による場合は添付)しなければならない。

3 第1項第2号に掲げる者は、住民基本台帳カード交付申請書に交付申請者の委任を受けたことを証する書面を添えなければならない。

(交付申請の意思の確認)

第5条 省令第37条第1項第2号の規定による照会は、照会書(様式第2号)を郵便等により送付する方法により行うものとし、同号の回答書は、回答書(様式第2号)によるものとする。

(表面記載事項)

第6条 住基カードの表面には、省令第34条に定めるもののほか、市章を印刷するものとする。

(交付申請者の指定した者が交付を受ける場合の手続)

第7条 政令第30条の15第2項の規定により交付申請者の指定した者が住基カードの交付を受けようとするときは、省令第37条第2項に定める書類のほか、交付申請者の出頭が困難である理由を示す書類を提示しなければならない。

2 省令第45条第2項の規定による暗証番号の届出は、交付申請者が記載し、密閉したものを提出する方法によるものとする。

(交付の通知)

第8条 住基カードの交付を行ったときは、その旨を交付申請者に書面により通知するものとする。

(再交付申請書等)

第9条 政令第30条の18第1項に規定する再交付申請書は、住民基本台帳カード再交付申請書(様式第3号)によるものとする。

- 2 第4条の規定は、政令第30条の18第1項の規定による住基カードの再交付の申請について準用する。この場合において、「住基カードの交付を受けようとする者」とあるのは、「住基カードの再交付を受けようとする者」と、「住民基本台帳カード交付申請書」とあるのは、「住民基本台帳カード再交付申請書」と読み替えるものとする。

(有効期間内の交付の申請)

第10条 政令第30条の19第1項の規定による住基カードの有効期間内の交付の申請は、交付を受けた住基カードの有効期間の満了する日までの期間が3月未満となった場合においては住民基本台帳カード交付申請書(様式第1号)により、省令第41条に定める場合においては住民基本台帳カード引替申請書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 省令第41条に規定する市長が特に必要と認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 本人のかしによらず住基カードが変色した等その機能が損なわれたとき。
- (2) 本人のかしによらず半導体集積回路に不具合を生じた等その機能が損なわれたとき。

(暗証番号の変更の申請)

第11条 住基カードの交付を受けた者は、当該住基カードの暗証番号を変更しようとするときは、暗証番号の変更を市長に申請することができる。

- 2 前項の規定による暗証番号の変更の申請は、暗証番号の変更を申請する者(以下「変更申請者」という。)又は次に掲げる者が、住民基本台帳カード暗証番号変更申請書(様式第5号)に交付を受けた住基カードを添えて市長に提出する方法により行うものとする。

- (1) 変更申請者の法定代理人
- (2) 変更申請者の委任を受けた者

- 3 第1項の規定による申請が変更申請者本人による場合は、その身分を証するに足ると市長が認める書類を提示しなければならない。

- 4 第1項の規定による申請が第2項第1号に掲げる者による場合は、その身分を証するに足ると市長が認める書類及び変更申請者との関係を証するに足ると市長が認める書類を提示しなければならない。

5 第2項第2号に掲げる者は、住民基本台帳カード暗証番号変更申請書に変更申請者の委任を受けたことを証する書面を添えなければならない。

6 第1項の規定による申請が第2項第2号に掲げる者によるものであるときは、市長は、変更申請者に照会書（様式第2号）を送付するものとする。

7 前項の規定による照会書の送付を受けた変更申請者から委任を受けた者が暗証番号の変更のしよとす場合は、変更申請者が記載した回答書（様式第2号）を市長に提出し、及びその身分を証するに足ると市長が認める書類及び変更申請者の出頭が困難である理由を示す書類を提示した上で、変更申請者が記載し、密閉した暗証番号を市長に提出するものとする。

（記録事項の変更の届出等）

第12条 政令第30条の17の規定による届出は、住民基本台帳カード記録事項変更届出書（様式第6号）によるものとする。ただし、当該記録事項の変更の届出の必要を生じた原因について、市長に他の届出を併せて行うときは、当該届出に住基カードの記録事項を変更する旨を付記する方法によることができる。

2 前項の届出があったときは、市長は、当該届出に係る住基カードの裏面に届出の年月日及び変更後の内容を記載するものとする。

（住基カードの紛失の届出等）

第13条 法第30条の44第5項の規定による届出は、住民基本台帳カード紛失届（様式第7号）の提出又は電話、若しくは口頭による申出の方法により行うものとする。

2 前項の届出があったときは、市長は、直ちに当該届出に係る住基カードの運用を一時停止するものとする。

（紛失した住基カードの発見の届出等）

第14条 政令第30条の20の規定による届出は、住民基本台帳カード発見届（様式第8号）によるものとする。

2 前項の届出があったときは、市長は、当該届出をする者（以下「発見届出者」という。）に係る住基カードについて、前条第2項の規定による運用の一時停止を解除するものとする。

3 第11条第2項から第6項までの規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、「変更申請者」とあるのは、「発見届出者」と、「住民基本台帳カード暗証番号変更申請書」とあるのは、「住民基本台帳カード発見届」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により準用することとされる第11条第6項の規定により照会書の送付を受

けた発見届出者の委任を受けた者は、発見届出者が記載した回答書（様式第2号）を市長に提出し、及びその身分を証するに足ると市長が認める書類及び発見届出者の出頭が困難である理由を示す書類を提示するものとする。

（住基カードの返納の届出等）

第15条 政令第30条の23第2項及び第3項に規定する書面は、住民基本台帳カード返納届（様式第9号）によるものとする。ただし、当該返納の必要を生じた原因について、市長に他の届出を併せて行うときは、当該届出に住基カードを返納する旨を付記することによりこれに代えることができる。

2 政令第30条の23第5項の規定により住基カードを返納しようとする者は、住民基本台帳カード返納届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条、第10条関係)

住民基本台帳カード交付申請書

年 月 日

静岡市長 様

住民基本台帳法第30条の44第2項

の規定により、住民基本台帳カードの交付を申請します。

住民基本台帳法施行令第30条の19第1項

【交付対象者】

希望するカードの種類	
写真なし	
写真付	
点字加工	

写真貼付

フリガナ 氏名			
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
性別	男・女		
住所	静岡市	番地	番号
連絡先電話番号	自宅・()	-	-
住民票コード			

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ 氏名			
住所	静岡市	番地	番号
連絡先電話番号	自宅・()	-	-
申請者との関係	法定代理人 ・ 任意代理人()		

住民基本台帳カードを受領しました。

平成 年 月 日 受領者氏名 _____ ?

様式第2号(第5条、第11条、第14条関係)

年 月 日

様

静岡市長
氏 名 印

照 会 書

交 付 申 請
本日、あなたの住民基本台帳カードの暗証番号変更 がありましたので照会します。
発 見 届 出

申 請
あなたの意思に基づく 申請 に相違なければ下記の回答書に署名し、なつ印のうえ、あなたご自身が持参してください。 届出

回 答 書

年 月 日

静岡市長 様

交 付 申 請
住民基本台帳カード暗証番号変更 届出 は、私の意思によってしたものに相違ありません。
発 見 届 出

(住 所) 静岡市 _____

(氏 名) _____?

(生年月日) _____ 年 月 日

申 請
(注) 回答書の有効期限は、 年 月 日までです。回答がないときは、 _____ がなかつたものとします。 届出

やむを得ず、代理人に依頼する場合 (代理人は顔写真付の身分証明書が必要になります。)
あなたご自身が病気による入院や身体の障害等やむを得ず回答書の持参を代理人に依頼される
ときは、上記の持ち物以外に「委任の旨を証する書面」と「病院の診断書・身体障害者手帳等の
写し」を添えてください。委任の旨を証する書面には、あなたご自身が署名、なつ印し、「やむ
を得ず来庁できない理由」と「暗証番号」を明記してください。

様式第3号(第9条関係)

住民基本台帳カード再交付申請書

年 月 日

静岡市長様

住民基本台帳法施行令第30条の18第1項の規定により、住民基本台帳カードの再交付を申請します。

【再交付対象者】

希望するカードの種類	
写真なし	
写真付	
点字加工	

写真貼付

フリガナ			
氏名	?		
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
性別	男・女		
住所	静岡市	番地	号
連絡先電話番号	自宅・()	-	-
再交付を受けようとする事由			
住民票コード			

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ			
氏名	?		
住所	静岡市	番地	号
連絡先電話番号	自宅・()	-	-
申請者との関係	法定代理人 ・ 任意代理人()		

住民基本台帳カードを受領しました。

年 月 日

受領者氏名 _____ ?

様式第4号(第10条関係)

住民基本台帳カード引替申請書

年 月 日

静岡市長 様

住民基本台帳法施行令第30条の19第1項の規定により、住民基本台帳カードの交付を申請します。

【引替対象者】

カードの種類	
写真なし	
写真付	
点字加工	

写真貼付

フリガナ			
氏名	?		
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
性別	男・女		
住所	静岡市 番 号 番地		
連絡先電話番号	自宅・() - -		
引替を受けようとする事由			
住民票コード	。		

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ			
氏名	?		
住所	静岡市 番 号 番地		
連絡先電話番号	自宅・() - -		
申請者との関係	法定代理人 ・ 任意代理人()		

住民基本台帳カードを受領しました。

年 月 日 受領者氏名 _____ ?

様式第5号(第11条関係)

住民基本台帳カード暗証番号変更申請書	年	月	日
--------------------	---	---	---

静岡市長様

静岡市住民基本台帳カードの交付等に関する規則第11条の規定により、住民基本台帳カードの暗証番号変更を申請します。

【申請には住民基本台帳カードが必要です】

フリガナ 氏名	?		
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
住所	静岡市	番 番地	号
連絡先電話番号	自宅・()	-	-
住民票コード			

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ 氏名	?		
住所	静岡市	番 番地	号
連絡先電話番号	自宅・()		
申請者との関係	法定代理人 ・ 任意代理人()		

様式第6号(第12条関係)

住民基本台帳カード記録事項変更届

年 月 日

静岡市長様

住民基本台帳カードの記録事項に変更を生じたので、住民基本台帳法施行令第30条の17の規定により、次のとおり届け出ます。

【記録事項変更対象者】

フリガナ 氏名			
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	
住所	静岡市	番 号	番地
連絡先電話番号	自宅・()	-	-
住民票コード			

フリガナ 新しい氏名			
正しい生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	正しい性別 男・女
新しい住所	静岡市	番 号	番地
新しい方書		号	方

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ 氏名			
住所	静岡市	番 号	番地
届出人との関係	法定代理人・同一世帯員	連絡先電話番号	

様式第7号(第13条関係)

住民基本台帳カード紛失届(一時停止、廃止)

年 月 日

静岡市長様

住民基本台帳カードを紛失したので、住民基本台帳法第30条の44第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

【届出人記入欄】

フリガナ 氏名				?		
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	性別	男・女
住所	静岡市		番 号 番地			
連絡先電話番号	自宅・() - -					
紛失状況						
カードの措置	住民基本台帳カードの一時停止、 住民基本台帳カードの廃止					
住民票コード						

【窓口に来られた方記入欄】

フリガナ 氏名				?	
住所	静岡市		番 号 番地		
連絡先電話番号	自宅・() - -				
届出人との関係	法定代理人・同一世帯員・任意代理人				

様式第8号(第14条関係)

住民基本台帳カード発見届(一時停止解除)

年 月 日

静岡市長 様

住民基本台帳カードを発見したので、住民基本台帳法施行令第30条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

【一時停止解除対象者】

フリガナ 氏名	?		
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	性別 男・女
住所	静岡市 番 号 番地		
連絡先電話番号	自宅・() - -		
解除理由			
住民票コード			

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ 氏名	?		
住所	静岡市 番 号 番地		
連絡先電話番号	自宅・()		
申請者との関係	法定代理人・任意代理人		

様式第9号(第15条関係)

住民基本台帳カード返納届

年 月 日

静岡市長様

第2項

住民基本台帳法施行令第30条の23第3項の規定により、住民基本台帳カードを返納します。

第5項

【返納対象者】

フリガナ 氏名			?	
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
住所	静岡市		番 番地	号
連絡先電話番号	自宅・()			
返納理由				
住民票コード				

【窓口に来られた方の記入欄】

フリガナ 氏名			?	
住所	静岡市		番 番地	号
届出人との関係	法定代理人・同一世帯員	連絡先電話番号		

静岡市規則第285号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年8月25日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2専用公印中

静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用（電子計算機出力用）
清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用（電子計算機出力用）

を

静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民基本台帳カードに関する照会書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用（電子計算機出力用）	に、
清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民基本台帳カードに関する照会書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用（電子計算機出力用）	
静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方 6	4	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面用	を
清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方 6	2	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面用	
静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方 6	20	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面及び住民基本台帳カード裏面用	に、

清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長印	3	れい書	正方形	方 6	7	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面及び住民基本台帳カード裏面用	」
静岡市民サービス事務所井川支所専用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	井川支所長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録照会書、介護保険受給資格証明書、課税証明、納税証明並びに固定資産課税台帳に係る証明用（電子計算機出力用）	を
静岡市民サービス事務所井川支所専用市長印	3	れい書	正方形	方 20	1	井川支所長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録照会書、介護保険受給資格証明書、課税証明、納税証明並びに固定資産課税台帳に係る証明用（電子計算機出力用）	に、

静岡市民サービス事務所井川支所専用市長印	3	れい書	正方形	方 6	1	井川支所長	住民基本台帳カード裏面用	」
静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用（電子計算機出力用）	を
清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用（電子計算機出力用）	」
静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登	」

							録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民基本台帳カードに関する照会書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書 (電子計算機出力用)	に、
清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 20	1	戸籍住民課長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民基本台帳カードに関する照会書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書並びに印鑑登録照会書用(電子計算機出力用)	
静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 6	4	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面用	を
清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	18	れい書	正方形	方 6	2	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面用	
静岡市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 6	4	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面及び住民基本台帳カード裏面用	に、

清水市民サービス事務所戸籍住民課専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 6	2	戸籍住民課長	外国人登録証明書裏面及び住民基本台帳カード裏面用	」
静岡市民サービス事務所井川支所専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 21	1	井川支所長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録照会書、介護保険受給資格証明書、課税証明、納税証明並びに固定資産課税台帳に係る証明用（電子計算機出力用）	を
静岡市民サービス事務所井川支所専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方 20	1	井川支所長	戸籍及び戸籍の附票、除籍及び除籍の附票、戸籍及び除籍に基づく証明書、身分証明書、外国人登録に関する証明書、死体埋火葬許可書、体の一部埋火葬許可書、暗証番号の登録・変更に関する照会書、住民票コードの登録・変更に関する通知書、住民票の写し・記載証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録照会書、介護保険受給資格証明書、課税証明、納税証明並びに固定資産課税台帳に係る証明用（電子計算機出力用）	に

静岡市民サービス事務所井川支所専用市長職務代理者印	17	れい書	正方形	方6	1	井川支所長	住民基本台帳カード裏面用
---------------------------	----	-----	-----	----	---	-------	--------------

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第191号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示(平成15年静岡市告示第5号)の一部を次のように改正する。

平成15年8月21日

静岡市長 小嶋善吉

表に次のように加える。

大浜公園のプールウォータースライダー使用料の徴収事務	株式会社セリオ
----------------------------	---------

附 則

この告示は、平成15年7月12日から適用する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第66号

静岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成15年9月3日

静岡市教育委員会委員長 太田 貴美子

静岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則

静岡市立幼稚園園則(平成15年静岡市教育委員会規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「静岡市立安東幼稚園 245人」を「静岡市立安東幼稚園 140人」に、「静岡市立清水高部幼稚園 175人」を「静岡市立清水高部幼稚園 140人」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

静岡市選挙管理委員会告示第73号

選挙人名簿からの抹消(4箇月経過・誤載)について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第2号(4箇月経過抹消)及び第3号(誤載抹消)の規定に基づき、平成15年9月2日現在により、次の者を選挙人名簿から抹消した。

平成15年9月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

4箇月経過・誤載抹消者

男 4,040人 女 3,092人 計 7,132人

静岡市選挙管理委員会告示第74号

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

平成15年9月2日現在において、地方自治法(昭和22年法律第67号)(以下「地方自治法」という。)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに合併特例法第

4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成15年9月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

11,431

2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数

95,256

3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

161,923

静岡市選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の11第2号(4箇月経過抹消)の規定に基づき、平成15年9月2日現在により、次の者を在外選挙人名簿から抹消した。

平成15年9月2日

静岡市選挙管理委員会委員長 藤田 勝也

「次の者」掲載省略